

●2024（令和6）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【ゆめが丘地区】

公共下水道使用料（一般家庭用・事業所等用）

（消費税込）

1か月あたりの使用料								
基本使用料	従量使用料（1m ³ につき）							
	1m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
1,650円	143円	209円	231円	242円	264円	286円	308円	319円

4人家族が、2か月で水量60m³使用した場合、下記の金額となります。

※2024（令和6）年4月分から2026（令和8）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

①令和5年1月以前の使用料	②令和5年2月以降の使用料	③差額 (②-①)	令和5年2月分から 令和6年3月分まで の使用料 (軽減率75%)	令和6年4月分から 令和8年3月分まで の使用料 (軽減率50%)	令和8年4月分から 令和10年3月分まで の使用料 (軽減率25%)
			④軽減額: (③×75%) 使用料: ② - ④	⑤軽減額: (③×50%) 使用料: ② - ⑤	⑥軽減額: (③×25%) 使用料: ② - ⑥
ゆめが丘地区 基本使用料880円 +加算使用料3,520円 4,400円×2ヶ月=8,800円	基本使用料3,300円 +従量使用料11,660円 14,960円	+6,160円	軽減額: 4,620円 使用料: 10,340円	軽減額: 3,080円 使用料: 11,880円	軽減額: 1,540円 使用料: 13,420円

※実際のご利用状況により、各ご家庭の使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。